

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

令和 年 月 日

相模原市農業委員会会長 殿

住 所
申 出 を
す る 者 氏 名

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

記

1. 買取り申出生産緑地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	備 考
		m ²	

2. 買取り申出事由の{死亡・故障}の生じた者

氏 名	住 所	申出する者との続柄

3. 買取り申出事由が生じた年月日 平成・令和 年 月 日

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出のあった当該生産緑地に
係る 生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」 であ
生産緑地法施行規則第3条に基づく「一定割合以上の農業の従事者」
ることを証明する。

令和 年 月 日

相模原市農業委員会会長



交付番号

—

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

令和 年 月 日

相模原市農業委員会会長 殿

住所
申出を
する者 氏名

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

記

1. 買取り申出生産緑地

所在及び地番	地目	地積	備考
		m ²	

2. 買取り申出事由の〔死亡・故障〕の生じた者

氏名	住所	申出する者との続柄

3. 買取り申出事由が生じた年月日 平成・令和 年 月 日

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出のあった当該生産緑地に
係る 生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」 である
生産緑地法施行規則第3条に基づく「一定割合以上の農業の従事者」
であることを証明する。

令和 年 月 日

相模原市農業委員会会長



受付印

交付番号

—

交

付

印又はサイン

・ ・

(別紙：生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願)

申 出 を
す る 者

住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名

1. 買取り申出生産緑地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	備 考
		m ²	

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」 申請に必要な添付書類

◇申請書は、＜交付用＞と＜農業委員会保管用＞の２部を作成してください。

別紙を使用する場合は、同様に２部作成し、申請書の該当箇所の下に「他別紙のとおり」と記載してください。

◇申請に必要な添付書類は、以下の「必要書類一覧表」を参考に各１部用意してください。
(全て写しでよい。)

必要書類一覧表

申出事由	申請者	必要書類No.
死亡（相続登記済み）	土地所有者（相続人）	１～５
死亡（相続未登記・遺産分割協議済み）	相続人	１～９
死亡（相続未登記・遺産分割協議未済）	法定相続人全員の連名	１～８
故障	土地所有者	１～４、１０

１．共通

No.	書 類	交付場所等
１	土地登記全部事項証明書（土地の登記簿謄本）	法務局
２	案内図（住宅地図等）	—
３	公図	市民税課もしくは法務局
４	一筆の一部分を買取り申出する場合には、 買取り申出時に都市計画課へ提出する実測図	—

２－Ａ．買取り申出事由が「死亡」の場合

※買取り申出生産緑地の相続登記が済んでいる場合

⇒５のみ

※買取り申出生産緑地の相続登記が済んでいない場合

⇒５～８の添付に加え、遺産分割協議が済んでいる場合には９の添付により、
済んでいない場合は、法定相続人全員の連名による申請となります。

５	買取り申出事由が生じた者の除籍謄本	市町村役場戸籍担当窓口
６	相続人関係図	—
７	買取り申出事由が生じた者の出生から死亡までの戸籍謄本	市町村役場戸籍担当窓口
８	法定相続人全員の戸籍謄本	市町村役場戸籍担当窓口
※５～８は、法務局で手続きをして取得できる「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。		
９	遺産分割協議書又は遺言書（公正証書遺言、法務局に保管した遺言書又は家庭裁判所の検認を受けた遺言書に限る）	<u>要原本確認</u>

２－Ｂ．買取り申出事由が「故障」の場合

１０	生産緑地法施行規則第５条の故障の認定について	都市計画課
----	------------------------	-------

以 上